

ヤングケアラーについて

1 ヤングケアラーとは

- ・『ヤングケアラー』とは、「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」のこと。
- ・一般財団法人日本ケアラー連盟では、ヤングケアラーの具体例を以下のように紹介している。



2 支援が必要な理由は

- ・学校に行けない、友達と遊ぶ時間がない、クラブ活動ができない、勉強に割く時間がないなど、本来守られるべき子どもの権利を侵害されている可能性がある。
- ・その結果、勉強がうまくいかない、友人関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼすことも考えられる。

<表面化しにくいヤングケアラーの特徴>

- ・家庭内のデリケートな問題のため、誰にも相談できない、相談しない。
- ・本人や家族に支援が必要である自覚がない。

3 ヤングケアラーに関する国の動き

- ・ヤングケアラーの実態に関する調査研究の実施（H30・R1・R2年度：三菱UFJリサーチ&コンサルティング）
- ・令和元年7月、要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応についての通知（ヤングケアラーの概念を認識すること、実態把握に努めること）
- ・令和3年3月、厚生労働省と文部科学省が連携し、検討を進めるためのプロジェクトチームの立ち上げ（同年5月、取りまとめ報告）

4 最新の調査結果（厚労省：令和2年度調査研究）：【資料4-2】 参照

- ・実態をより正確に把握するため、文部科学省と連携し、学校、要対協、全国の中学2年生・高校2年生に対して調査を実施
- ・世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%。世話の対象は「きょうだい」が多い。
- ・このうち、家族への世話を「ほぼ毎日」している子どもが5割弱
- ・平日1日あたりの世話に費やす時間が「7時間以上」が約1割

5 国のプロジェクトチーム（令和3年3月～）

- ・ヤングケアラーについては、福祉、介護、医療、教育等の様々な分野が連携し、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援を行うことが重要
- ・ヤングケアラーの支援につなげるための方策について、厚生労働省と文部科学省が連携し、検討を進めるため、プロジェクトチームを立ち上げた。

6 プロジェクトチームの取りまとめ報告

項目	現状・課題	今後取り組むべき施策
早期発見 ・把握	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉、介護、医療、学校等関係機関における研修等は不十分 ・自治体での現状把握も不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進（福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等） ・地方自治体における現状把握の推進
支援策 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・支援につなぐための窓口が明確でない ・「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・悩み相談支援 ・関係機関連携支援（モデル事業など） ・教育現場への支援（S S W等の配置支援） ・適切な福祉サービス等の運用の検討 ・幼いきょうだいをケアするヤングケアラーへの支援
社会的 認知度 の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの社会的認知度が低い ・支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気づくことができない 	<ul style="list-style-type: none"> ・2022～2024年度を認知度向上の「集中取組期間」として、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントを開催する ・社会全体の認知度を調査し、当面は中高生の認知度5割を目指す

7 兵庫県ケアラーの実態に係る福祉機関調査の中間報告：【資料4-3】参照

- ・令和3年9月「兵庫県ケアラーの実態に係る福祉機関調査の中間報告（概要）」について、取りまとめ
- ・ケアラー（こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人）の早期発見や把握、悩み相談、各種のサービス等について、福祉、介護、医療、教育等の関係機関との連携を強化し、支援を推進するため「ケアラー支援に関する検討委員会」を設置

8 西脇市におけるヤングケアラーへの支援

- ・ヤングケアラーの心身の負担を軽減し、子どもらしい生活を送ることができるようにするためには、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげることが重要
- ・また、子ども自身の認識を促し、丁寧な聞き取りを実施するとともに、学校・教育委員会、高齢者福祉、障害者福祉と連携し、これまで行っている支援体制を生かして、介護福祉サービスや障害福祉サービスなど適切な支援につなげていくことが必要
→教職員及び介護支援専門員に対し、学校教育課だより等を通じて、ヤングケアラーに対する理解の促進を図るとともに、ヤングケアラーが疑われるときは、連絡いただくよう依頼